明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（五一）　三
○活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（五二）　六
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（五三）　九
〔政　令〕
○奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令（二七〇）　一九
〔告　示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務二四〇）　二〇
○重要文化財に文化財を追加して国宝に指定する件（文部科学一一八）　二四
○文化財を重要文化財に指定する件（同一一九）　二五
○重要文化財に文化財を追加して指定する件（同一二〇）　二七
○伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定する件（同一二一）　二八
〔官庁報告〕
国家試験
CBTによる平成二十七年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　二九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人関係　三五
会社その他
会社決算公告　三五

本号で公布された法令のあらまし

◇国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（法律第五一号）（文部科学省）

1　法律の題名を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法に改めるとともに、法人の名称を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）に改称することとした。（第一条及び第三条関係）

2　次に掲げる定義を追加することとした。（第二条関係）

㈠　この法律において「量子科学技術」とは、量子に関する科学技術をいうものとすること。

㈡　この法律において「基盤的研究開発」とは、研究及び開発（以下「研究開発」という。）であって(1)から(3)までのいずれかに該当するものをいうものとすること。

(1)　科学技術に関する共通的な研究開発

(2)　科学技術に関する研究開発であって、国の試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法人（独立行政法人通則法（平成一一年法律第一〇三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの

(3)　科学技術に関する研究開発であって、多数部門の協力を要する総合的なもの

3　機構は、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発並びに放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、量子科学技術及び放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とすることとした。（第四条関係）

4　機構に、役員として、理事三人以内を置くことができるものとすることとした。（第八条関係）

5　機構は、3の目的を達成するため、次の業務を行うものとすることとした。（第一六条関係）

㈠　量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発を行うこと。

㈡　放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。

㈢　㈠及び㈡に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

㈣　機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。

㈤　量子科学技術に関する研究者（放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を含む。）を養成し、及びその資質の向上を図ること。

㈥　量子科学技術に関する技術者（放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を含む。）を養成し、及びその資質の向上を図ること。

㈦　㈡に掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療を行うこと。

㈧　㈠から㈦までの業務に附帯する業務を行うこと。

6　国家公務員宿舎法（昭和二四年法律第一一七号）の規定は、機構の役員及び職員には、適用しないこととした。（第二一条関係）

7　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の権利及び義務の機構への承継、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成一六年法律第一五五号）の一部改正等について定めることとした。（附則第二条～第七条及び附則第九条関係）

8　この法律は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（法律第五二号）（内閣府本府）

1　目的の改正（第一条関係）

目的規定に、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定及び警戒避難体制の整備について加えるとともに、生命及び身体の安全を図る対象となる者の例示に登山者を加えることとした。